

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしています！

埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部 気付

No.23

2012年12月13日発行



十一月七日、一
万六千九百三十八年
六月八日、正午十二時
裁判官の署名をさいたま
地裁に提出し出

法25条の生存権保障を具
体化し、すべての国民に、「恩恵」としてではなく、
保護請求権及び保護を申請
する「権利」を保障してい
ます。生活保護制度は、社会
保障制度の中につつて
「最後のセーフティネット」
であり、人々の命を支える
「最後の命綱」、生存の
「最後の砦」です。

申請を受理せず、最低限度以下の生活を強要し続けていたこと。こうした運用の違法を、今もなお十分理解している様子がなく、反省している様子もないのが非常に残念だ、ということです。

三郷生活保護裁判を支援する会は、11月7日の結審日に、一万六千六三八筆の「公正な判決を求める署名」をさいたま地裁に提出しました。これまで集めた署名は、四万九千九五九筆となりました。

最終弁論に当たり、私がまず言いたいのは、被告が生活保護とは「生存権保障のための最後の砦である」という、この言葉の意味を市民が生活苦で死の淵に立たされてもなお「最後の最後まで使つてはいけない最終手段である」と、異常

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、22回の口頭弁論が行われました。2012年11月7日の第21回は、結審となり最終意見陳述は、原告弁護団の吉廣弁護士が、原告が裁判に訴えざるをえない状況に追い込まれた経緯と被告三郷市の責任を、原告に付き添つて生活保護申請した弁護士として、気迫の訴えを行いました。提訴から5年を経過し、いよいよ2013年2月20日（水）の午後1時10分から101法廷で判決となります。支援者のみなさまには、傍聴をお願いします。

三 郷 生 保 裁 判 ・ 判 決

人が途絶え、遅くとも平成17年1月には要保護状態になつていました。国立がんセンターの診療録（甲91、92）には、平成16年1月2月27日に経済的困窮が差し迫つた問題であるとの医師の指摘があるほか、翌年2月2日、医師から生活保護の受給状況については「生保については兄弟で助け合うよう言われ、うけられないと言われました。」同年4月13日、「3月末フクシに行つてきました」とダメと言われました。」などといった応答が記載されています。

17年8月末、私が越谷の弁護士会館で債務整理の相談を受けた際も、原告夫は、白血病で骨髄移植待ちの状態でした。息子の月数万円のアルバイト収入だけでは毎月の入院費10万円も払えず、そのために借金でも生活を賄つて行くような状態でした。債務整理に着手し、新たな借入れができないことは、私の目からも明らかでした。そのため私は、カード会社各社への支

れています。

2 医師や弁護士といった、福祉の専門家ではない者でも、原告から生活状態について話を聞ければ、要保護状態にあることは容易に認識できる状態でしたから、福祉の専門家である福祉課職員がそれぞれ1時間（甲4、面接記録票）も話を聞いた以上、生活保護の適用すべき場面だとわからぬはずはありません。

この点被告は、かたくなに原告の要保護性は明らかでなかつた、申請意思表示もなかつたと主張します。

「判決」の傍聴のお願い

日時：二〇一三年一月一〇日（水）

午後一時十分

傍聴の抽選は、午後十一時四十分です。

*弁護団報告会が裁判終了後
埼玉弁護士会館二階で開催されます

しかし、申請しに来たのではないなら、原告妻は何のために、交通費をかけて福祉課に何度も足を運んでいたのでしょうか。被告は、各面接で、詳細に原告の生活苦を記録しています。原告妻が単に生活の苦労話を語るために、市役所に来ていたというのでしょうか。被告は、接場面で、原告らの要保護性を容易に看取できる具体的な事情を詳細に聞き取つて、原告らが保護を申請したいと思つて福祉課にきていることは、容易に認識し得たはずです。にもかかわらず被告は、原告らが何度も申請に行つても、單なる「相談」として処理し、申請を受理しないという誤つた対応を繰り返しました。

私は、平成18年6月になつてもなお、原告世帯が生活保護を受給していないことを知り、非常に驚きました。

私はこのとき、弁護士になつて2年目と経験が浅く、生活保護を受けることがそんなに難しいことだと全く知りませんでした。水際作戦についても、全く知りませんでした。原告が、福祉課に何度も行つても追い返され、受け付けてもらえないと言うのを聞き、なぜ受け付けられないのかさっぱりわかりませんでした。先輩の弁護士に「一人で行くと、相手にしてもらえず追い返されることがある」「追い返されないように、一緒に行つてあげるのがい

い」と言われ、6月21日原告と一緒に福祉課に行つたところ、申請が認められました。

このとき、原告は、「今日は対応が全然違つた、こんなに丁寧な対応されたことはない、保護を受け付けられて本当に良かった」「先の見通しがなく、死のうと思つていた。生きていてよかつた」と、泣いて喜んでいました。

このように、保護開始を

しょうか。私は、被告のや
り方は、人の命がかかつて
いるぎりぎりの場面で、人
の命をもてあそんだ行為だ
としか思えません。

1 保護開始の1年半もの遅れについて、原告は、私が初めて会った平成17年9月には既に、白血病の闘病生活で髪も抜け、やせ細り、顔色も悪く、一見明らかに重篤な病人でした。家計の破綻も明らかでした。被告が作成したいずれの面接記録表を見ても、医師が原告妻の稼働能力を否定しており、資産はなく、収入もせいぜい月数万円であるという、原告らの深刻な生活苦を、被告は詳細に聴取しています。この状態でなぜ保護申請を受理せず、保護を開始しなかったのでしょうか。

(1)そもそも、福祉事務所には、申請を「受理」するか否かの裁量はあります(行政手続法7条参照)。それにもかかわらず被告は原告の保護申請を「受理」すべきか否かを検討し、受理すべきでないと判断した結果、1年半にわたり、申請書を交付しませんでした。被告が、福祉事務所には申請の受理・不受理の裁量があることを前に、毎回の面接場面で、原告の申請を受理しないことを所内の職員らで相談して決めていたことは、尋問から明らかになっています(証人調書13頁、証人調書25頁など)。被告職員らは、申請前に保護要件を確認した上で、由

請の受理・不受理を判断するという上記の運用が、当時の一般的な運用であつたことをも認めています（「要否判定で申請受理を決するのが一般的なやり方」（証人調書27頁）。「申請を受理する場合と受理しない場合の振り分け基準は保護基準があるので、要否判定で判定していた。」（証人調書15頁）、「申請に対し、申請書を出すか否かの基準は、保護基準を満たすか否かという要保護性の判断による」「要保護性がなければ申請書を出さない」（同15頁、27頁）。「『生活保護を受けたいんです』と言われた場合でも申請書を出さない場合がある」（同13～14頁、26頁）など）。

(2) 窓口で対応した職員がまず、要否判定で申請を「受理」すべきか否かを判断し、「受理」してよいと思われるケースでもさらには、「受理」してよいか、機関決定手続を経るといふ。当時の被告の運用を前提とすれば、保護の申請場面で重要なのは、保護を申請する者の申請意思ではなく、申請を認めるかどうかの、「受理」するかどうか（申請を認めるかどうか）の、福祉事務所側の判断となります。

申請の受理・不受理を選りわけるという、こうした被告の不適法な運用の結果、本件当时、被告三郷市における生活保護の申請率（申請件数／直接相談延べ件数）は、他の自治体と比較して

頗著に低く(平成17年は13.2%、平成18年は17.1%)。いざな全国平均及び埼玉県全体平均を大きく下回り、平成17年度は県内39市市下位、平成18年度は下位、平成19年度は17.1%。いざな申請「受理」まで辿り着率は、相談全体のわずか5%程度という「狭き門」になっていたのです。

2 また、被告は、原告に住宅費を支給せず、転居を余儀ない状態にさせました。こうして事実上退去強制して市外に転居させました。転居後の自保護開始からわずか2か月余りで、保護を廃止してまいりました。転居後の自保護制度を十分知らない間に三郷で保護を打ち切らなければなりません。8月にはわかりません。8月に三郷で保護を打ち切らなければなりません。10日後には生活費がなって困った息子は、二福祉課に、短時間でもいから保護をまた受けさされています。

第4 被告による申請拒否は、被告の一連の行為によって原告は甚大精神的苦痛を被りました。原告は、被告の一家心中を考えるほ

原告妻は、目立つことが嫌いであります。お金がほしいわけでもありません。原告が、ひいては全国の各自治体の福祉課が、貧困にあえぐ市民に自力救済を指示して追い返す、という誤った対応を止め、生存権保障といふ法の趣旨に沿った運用をしてほしいという願いからです。本件訴訟の冒頭、原告は、こう訴えました。

「夫は白血病で、今も命に関わる重い病気と闘っています。そんな状態の夫が、この裁判の原告になることを決意したのは、生活保護の仕事をしている役所の方々が、この裁判を通して、苦しく述べる人たちに救いの手をさしのべる優しさを取り戻して欲しい、これからは、私たちと同じような辛い目に遭わせないで欲しい、と思っているからです。」

是非、夫が生きている間に、私たちの訴えを認めて下さい。」(平成19年10月31日付け原告妻の意見陳述)。

裁判所には、どうか、原告たちの意をくんで、正義に基づく公正な判断をしていいただくよう、切にお願いします。最終意見陳述とさせていただきます。